

第3章 成年後見制度に関連する制度

1. 成年後見制度利用支援事業

- 介護保険サービス、障がい者福祉サービスの利用等の観点から、認知症高齢者又は知的障がい者、精神障がい者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものである。
- なお、後見等報酬は家庭裁判所の報酬付与の決定に基づき支払われるものであるが、後見人等の業務が開始されて後に後見人等や本人と市町村との連携が途絶えると、市町村が後見事務や後見報酬の実態が把握できない場合もある。その結果、後見報酬についての補助金の活用が困難になる事態も考えられる。

■「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日障発0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を一部改正し、平成20年3月28日「成年後見制度利用支援事業の対象者拡大について」通知において、平成20年4月より、成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業)の対象者が拡大された。

抜粋 (3)成年後見制度利用支援事業

ア 目的

障害者福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

イ 事業内容

成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。

ウ 対象者

障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

■地域支援事業の実施について(平成18年6月9日老発0609001号 各都道府県知事 宛 厚生労働省老健局長通知)(最終改正 老発第0413001号 平成19年4月13日)

「地域支援事業実施要綱」抜粋

3 任意事業

(ア)成年後見制度利用支援事業

市町村長申立に係る低所得者の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や成年後見制度等の報酬の助成等を行う。

■「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」(平成20年10月24日 都道府県、指定都市、中核市民生主管部(局)長宛 厚生労働省老健局計画課長から事務連絡

成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

(略) 補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

[事業例]

- ①申立て費用、後見人報酬等に関する助成事業
申立て費用、鑑定費用、後見人・保佐人等の報酬等
- ②成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
(以下省略)

2. 措置

(1) 老人福祉法における措置

- 介護保険法施行後も老人福祉法においては、家族の虐待等により、介護保険サービスの利用や居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、市町村が職権をもって必要なサービスを提供するための措置制度が存続している。
措置制度には①やむを得ない事由による措置(第10条の4第1項、第11条第1項第2号)と②養護老人ホームへの入所(第11条第1項第1号)がある。
- やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護サービスの利用やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」が期待しがたい者に対し、職権をもって介護サービスの提供に結びつけるために行うものである。
- 「やむを得ない事由」の要件として、
 - ・本人が家族等から虐待又は無視を受けている場合
 - ・認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合等などが想定される。ただし、年齢要件から介護保険給付を利用することができない者について「やむを得ない事由」に該当するとして措置を採ることは想定されていない。
- 措置の一環として要介護認定と同一の手続きを実施し、特別養護老人ホームへの入所等の措置をとる。
- やむを得ない事由が消滅した場合は介護サービスの利用に関する契約やその前提となる要介護認定の申請を行い、通常の契約へ移行する。
- やむを得ない事由が消滅する状況として以下の事態が想定される。

- ・特養に入所すること等により、家族等からの虐待又は無視の状況から離脱し、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。
- ・成年後見制度により選任された成年後見人が身上監護として、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと（保佐人、補助人の場合は代理権の範囲による）。

■老人福祉法第10条の4(居宅における介護等)

市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

一 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第5条の2第2項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者(養護者を含む。)を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

三 65歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第5条の2第4項の厚生労働省令で定める施設(以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。

四 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第5条の2第5項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。

五 65歳以上の者であつて、認知症(介護保険法第8条第16項に規定する認知症をいう。以下同じ)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第5条の2第6項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

■老人福祉法第11条(老人ホームへの入所等)

市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

(略)

二 65歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

■老人福祉法第20条(措置の受託義務)

老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第10条の4第1項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第11条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

○ 措置の場合の費用負担関係については次のとおり。

①特別養護老人ホームへの入所措置

・ 9割相当分は、介護保険給付が行われることから、残りの1割(＋居住費・食費)相当分について、措置費を支弁することになる。

措置費として支弁した費用は、市町村が本人等の負担能力に応じて徴収することになる。

②居宅における介護等の措置

・ 基本的に特養の場合と同様、9割相当分は介護保険給付が行われ、1割相当分について措置費を支弁した上で、この1割相当分を費用徴収することになる。(市町村が事業者に対して措置費として一旦支払った上で、市町村が利用者から当該額を費用徴収する。

■老人福祉法第28条(費用の徴収)

第10条の4第1項及び第11条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に囑託することができる。

(2) 障害者自立支援制度における措置

○ 障害者自立支援法施行後の知的障害者福祉法においても、家族からの虐待等により障害福祉サービスの利用が困難な障がい者に対し、市町村が職権をもって必要なサービスを提供するための措置制度を存続させている。

- 措置の対象となりうるケースとして、家族からの虐待等のほか、単独で介護給付費等の申請をすることが期待できない障がい者の介護をしている者が急に死亡し、障がい者ひとりとなり、周囲からの支援も期待できない状況で、緊急にサービスを必要とする場合が想定される。
- ただし、そのような場合であっても、成年後見制度の利用などにより、可能な限り早期に、障害者自立支援制度の利用に移行する必要がある。

■知的障害者福祉法第15条の4（障害福祉サービス）

市町村は、障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（同条第5項に規定する療養介護及び同条第11項に規定する施設入所支援（以下この条及び次条第1項第2号において「療養介護等」という。）を除く。以下「障害福祉サービス」という。）を必要とする知的障害者が、やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものを除く。）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、その知的障害者につき、政令で定める基準に従い、障害福祉サービスを提供し、又は当該市町村以外の者に障害福祉サービスの提供を委託することができる。

■知的障害者福祉法第16条（障害者支援施設等への入所等の措置）

市町村は、18歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。

1 （略）

2. やむを得ない事由により介護給付費等（療養介護等に係るものに限る）の支給を受けることが著しく困難であると認めるときは、当該市町村の設置する障害者支援施設若しくは障害者自立支援法第5条第5項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）に入所させてその更生援護を行い、又は都道府県若しくは他の市町村若しくは社会福祉法人の設置する障害者支援施設等若しくはのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託すること。

（以下略）

- 以下に参考として、支援費制度における措置に関連した厚生労働省のQ & Aを登載する。

（問35）措置の対象となる「やむを得ない事由」のケース如何。

介護をしているものが急な死亡や入院などにより緊急にサービスを必要とするため支援費支給申請を行う暇がない場合、家族からの虐待等により本人からの申請が期待できない場合、などが考えられるが、制度の趣旨から、あくまでも例外的なケースに限られる。【平成13年3月6日支援費制度Q&A集】

（問37）成年後見を要する場合、成年後見人の選任まで時間がかかるため、選任されるまでの間は措置の対象たる「やむを得ない事由」に該当するのか。

意思能力が欠けていること等により、契約によるサービス利用が期待できない状況であり、かつ、成年後見人の選任まで待たずにサービスを提供する必要があると認められる場合は、後見人が選任されるまでの間、措置によりサービスを提供することも想定される。

なお、成年後見人が選任され、契約によるサービス利用が可能となったときは、措置ではなく支援費制度によりサービスを利用いただくことになる。【平成13年3月6日支援費制度Q&A集】

(問23) 措置の対象となる場合の具体的基準の策定予定はないか。

措置の対象となるのは、事務大要P29に例示している場合など、「やむを得ない事由により支援費の支給を受けることが著しく困難であると市町村が認める場合」であり、やむを得ない事由等については、基本的に市町村の判断となるので、国として具体的基準を定める予定はない。【平成13年10月支援費制度の事務大要Q&A集】

(問24) やむを得ない事由により措置された場合であっても、速やかな申請を勧奨する必要があるとされているが、具体的な方法如何。成年後見制度の利用を考えるべきなのか。また、措置は一定期間以上は継続しないという趣旨なのか。

本人に対し、市町村や相談機関が申請に係る相談・援助を行うこと等が考えられる。身寄りのない知的障がい者など、成年後見制度が必要と考えられるケースについては、市町村長が申し立てを行うことも考えられる(知障法第27条の3)。

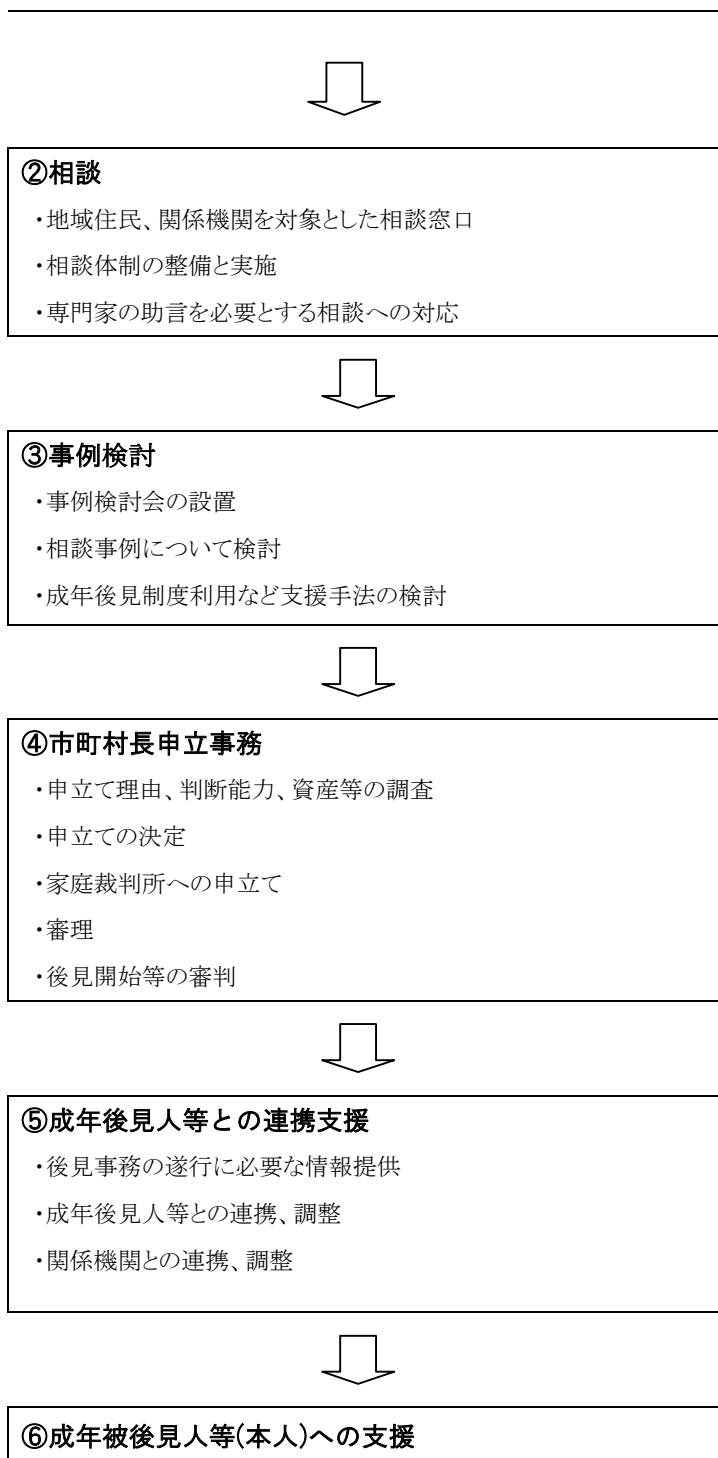
また、措置については、措置による以外に本人の援助等を行うことができない場合に限られるものであり、このような事情がなくなった場合は、速やかに支援費の支給申請を勧奨し、支給決定を行い、措置解除するのが望ましい。【平成13年10月支援費制度の事務大要Q&A集】

3. 地域における成年後見制度の活用

- 地域(市町村)において成年後見制度を活用するための総合的な取組については、その一例とし次のように整理される。(「一地域における成年後見制度の活用に向けてー平成14年度東京都利用者支援区市町村連絡会契約支援部会報告書」P.34をもとに一部改変)

① 広報啓発

- ・地域住民、関係機関等への広報啓発活動
- ・説明会、相談会の実施
- ・広報などの印刷媒体の利用



- それぞれの段階においては本人や支援者、福祉・医療サービスを提供する事業所や機関、法人、申立権を持つ市町村行政機関、法律や福祉の専門家・専門職団体等との実効性あるネットワークが構築され、機能している必要がある。

- 成年後見制度に関連性の深い団体として、大阪弁護士会（高齢者・障がい者総合支援センターひまわり）、大阪社会福祉士会（相談センターぱあとなあ）、大阪司法書士会（社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部）、社団法人家庭問題情報センター大阪ファミリー相談室、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（大阪後見支援センター）などがある。

■大阪弁護士会高齢者・障がい者総合支援センターひまわり

〒530-0047 大阪市北区西天満4-6-8
大阪弁護士会分館・市民法律相談センター
TEL 06-6364-1251

■社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部(大阪司法書士会)

〒540-0019 大阪市中央区和泉町1-1-6
大阪司法書士会館
TEL 06-4790-5656
(平日午後1時～午後4時相談専用)
TEL 06-4790-5643

■社団法人大阪社会福祉士会 相談センターぱあとなあ

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号
大阪府社会福祉会館1階
TEL 06-6764-6560

■社団法人家庭問題情報センター 大阪ファミリー相談室

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-6 内本町松林ビル8階
TEL 06-6943-6783(月～金 10:00～17:00)

■社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪後見支援センター

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号
大阪府社会福祉会館2階
TEL 06-6191-9500(相談専用)
06-6764-7760